

本プロフェッショナルサービス補足条項(以下「プロフェッショナルサービス条項」という。)は、お客様とSISWの間のユニバーサルカスタマー契約(以下「UCA」という。)又はエンドユーザーライセンス契約(以下「EULA」という。)を修正するものであり、オーダーに「SERV」の英数字コードで指定されたプロフェッショナルサービス及び適用契約としてUCA又はEULAを参照している作業明細書(以下「SOW」という。)に従って実施されるプロフェッショナルサービスのみに関して適用されます。本プロフェッショナルサービス条項は、適用するUCA又はEULA及びその他の適用される補足条項と共に、両当事者間の契約(以下「本契約」という。)を形成します。本条項で用いられる用語は、本契約の他の箇所に定義されている意味を有します。

1. **プロフェッショナルサービス、変更管理手順** SISWはプロフェッショナルサービスを実施し、オーダーに記載する成果物を作成します。SISWとお客様は、SOWの変更要求に関する正式な変更管理手順に従うものとします。SISW又はお客様による変更要求の提出後に、SISWは料金見積とスケジュールへの影響項目をお客様に提出し、書面による承認を求めます。SISWによる料金見積とスケジュールへの影響項目の提出日から10暦日以内にお客様が書面による承認を与えなかった場合、かかる変更要求は無効となり、SISWは引き続きSOWに従ってプロフェッショナルサービスを実施するものとします。
2. **担当者** SISWはその単独の裁量により、SISWの担当者を割り当てます。プロフェッショナルサービスを実施するSISWの担当者はSISWの従業員であり、SISWはこれらの従業員のすべての報酬及びその他の従業員給付について責任を負います。SISWは下請業者を使用して、適用されるオーダーに基づく義務を履行できるものとします。但しSISWはお客様に対し、SISWの下請業者が実施するすべてのプロフェッショナルサービスについて引き続き一義的責任を負うものとします。SISWがプロフェッショナルサービスを実施している間、及びその後12か月間は、いずれの当事者も、他方当事者の書面による事前の承諾を得ることなく、他方当事者の従業員、及び適用されるプロフェッショナルサービスの実施、消費又は評価に積極的に関与しているSISWの下請業者に対し、直接的又は間接的に、雇用の申し出又は雇用を行わないものとします。上記にかかわらず、本契約は(i)通常の業務の過程において用いられる過去の業務慣行と一致した方法によるエグゼクティブサーチ又は類似の業務、又は(ii)一般紙の広告又はその他の発表の結果として生じる勧誘又は雇用を禁じるものではありません。
3. **お客様の責任** お客様は適用されるオーダーに定める義務を履行するものとします。SISWがお客様の場所でプロフェッショナルサービスを実施する必要がある場合、お客様は施設のアクセス、オフィススペース及び通信サービスをSISWに提供するものとします。お客様は、SISWがプロフェッショナルサービスを実施するために必要に応じて、お客様からSISWに提供されるサードパーティソフトウェア又はその他の第三者の知的財産を使用する権利を確保するものとします。お客様は、SISWに提起された請求がお客様による前文の違反に起因する限りにおいて、これらの請求を防御するものとします。SISWが当該の請求について書面にて速やかにお客様に通知し、お客様による防御又は和解の指示を許可することを条件として、お客様は当該の請求の防御費用を負担し、最終的に裁定された又は和解で合意した損害賠償金及び弁護士費用を支払うものとします。お客様は、お客様の承諾を得ることなく行われた和解に対する支払責任を負いません。本条は、本契約の期間満了又は終了後も存続します。
4. **成果物の所有権**
 - 4.1 **既存のソフトウェア及びテクノロジー** 各当事者は、プロフェッショナルサービスプロジェクトの開始以前に所有若しくは開発していた、又はその後、他方当事者の知的財産を参照若しくは使用せずに取得若しくは開発したソフトウェア、アイデア、コンセプト、ノウハウ、開発ツール、手法、その他の独自の資料又は情報(以下「既存資料」という)に対するすべての権利を留保します。
 - 4.2 **成果物の所有権** 以下の第4.3条と第4.4条に従って、SISWは、本プロフェッショナルサービス条項に基づきSISWが開発及び提供するすべての成果物に対する又はそれらに関連するすべての知的財産権を保有します。またSISWは、本条項に定めるサービスの履行において、SISWの既存資料に関連して開発したノウハウ、手法、コンセプト又はアイデアに対する、又はそれらに関連するすべての知的財産権を保有します。
 - 4.3 **お客様のソフトウェア及びテクノロジーに基づく成果物** 第4.4条に従って、本条項に基づき開発された成果物がお客様の既存資料、お客様の既存資料から派生した著作物、又はお客様の既存資料に対する変更で構成される限りにおいて、お客様はかかる成果物に対する又はそれらに関連するすべての知的財産権を保有します。

- 4.4 **サードパーティのソフトウェア及びテクノロジー** 当事者がサードパーティベンダーから使用許諾されるすべてのソフトウェア及びテクノロジーは、当該ベンダーが継続して所有します。
- 4.5 **SISWが所有する成果物に対するライセンスの許諾** SISWは、お客様に対しSISWが所有し、SOWに基づきお客様の社内業務目的で提供する成果物を使用するための、永久的、ロイヤルティフリー、譲渡不能及び非独占的なライセンスを付与します。適用されるSOWに別段の定めがない限り、ソフトウェアの成果物は実行可能形式とし、お客様は内部目的のために、かかるソフトウェアをロード、実行、表示、保存、及びその他の方法で使用することが許諾されます。
- 4.6 **「職務著作物」の否認** 本条項に基づき提供されるサービスは、適用される著作権法に基づく「職務著作物」の構成要素にはなりません。SISWはオーダーに基づくすべての仕掛品の所有権を保有し、お客様が本プロフェッショナルサービス条項に基づき全額を支払うまで、かかる仕掛品を移転することはありません。
- 4.7 **他方当事者の知的財産権に対するライセンスの否認** 本契約で明示的に規定されている場合を除き、いずれの当事者も他方当事者に対し、所有する特許、著作権、営業秘密、その他の知的財産に対するライセンスを付与することはありません。SISWはプロフェッショナルサービスの実施過程において開発したアイデア、コンセプト、手法、プロセス及びノウハウ(以下総称して「ノウハウ」という。)を自由に使用できるものとします。但し、かかるノウハウにおいてお客様の既存資料は除外されます。
5. **保証** SISWは、プロフェッショナルサービスは専門的な方法で、手際よく履行されることを保証します。本第5条に規定されている場合を除き、SISWは明示的、黙示的又は制定法上のいずれであるかを問わず、プロフェッショナルサービスに関するその他の保証を一切行わず、商品性又は特定目的への適合性に関する保証を含め(但しこれらに限定されません)、本契約により、かかる一切の保証は否認されます。
6. **契約法人及び準拠法** 本契約の条項にかかわらず、SOWに記載するプロフェッショナルサービスの実施は、SOWを作成したSISWの関連会社が所在する管轄区域の法律に準拠します。